

2026年4月

各位

帝人グループ健康保険組合

資格確認書の更新について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。
[2025年7月4日にお知らせ](#)しましたとおり、2025年12月2日以降は原則「マイナ保険証」を使用することとなっています。

ただし「マイナ保険証」による保険資格の確認ができない状況にある方については、資格確認書を発行しています。

この度、有効期限が近づきましたので「資格確認書」の更新を下記の通りご案内させていただきます。ご確認のほどよろしくお願いたします。

記

1. 有効期限が2026年5月31日の資格確認書をお持ちの方

2026年5月31日以降、医療機関の受診・身分証明書等として使用できません。

各自で破棄ください。

以降は今回送付の「資格確認書」または「マイナ保険証」をご使用ください。

※「マイナ保険証」での資格確認が基本であるため、記載の有効期限までにできる限り「マイナ保険証」の利用登録をお願いいたします。

2. 資格確認書交付詳細

(1) 配付時期

2026年5月下旬

(2) 配付方法

- ・原則として「2026年4月2日時点の住民票住所へ郵送（簡易書留）」いたします。
- ・一部、事業主経由で配付させていただく場合があります。

(3) 配付対象者

有効期限が令和8年5月31日の「資格確認書」をお持ちの2026年4月15日時点の帝人グループ健康保険組合の加入者で下記いずれかに該当する場合

1	マイナンバーカードを取得していない人
2	マイナンバーカードの返納者
3	(マイナンバーを保有しているが) 健康保険証利用登録を行っていない人
4	「マイナ保険証」の利用登録解除をした人
5	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた後3か月以上経過し、使用できない人
6	マイナンバーを保有していない人 (マイナンバー制度制定以前から海外に在住している人)

(4) 配付物

- ① 資格確認書：A4用紙（カードサイズの該当箇所を剥がして使用可能）
世帯単位で被保険者・被扶養者分をまとめて封筒に入れて配付
- ② 本通達「資格確認書の更新について」

(5) 有効期限

2029年11月30日

- ・有効期限が経過する月の前月時点で「マイナ保険証」の利用登録を実施していない方に
健保組合から今回と同様に「資格確認書」を配付予定です。

3. 資格確認書交付の運用について

(1) 健保組合からの交付

毎月、国から提供される「交付対象者データ」に基づき、「マイナ保険証」が利用できない、かつ「資格確認書」未発行の人に「資格確認書」の交付を実施します。（2025年11月提供分より）

(2) 加入者の申請による交付

交付理由の確認のため「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。

- ・「資格確認書交付申請書」記載の申請理由に該当しない場合は交付できません。

4. 本件照会先

〒791-8530 愛媛県松山市北吉田町 77 番地（社内メール マジ北 健保）
帝人グループ健康保険組合 外線：089-972-3651 内線：807-2233/2234

（参考）マイナンバーカードに関するお問い合わせ

「マイナンバーカード総合サイト」 <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

以上